

【令和8年度国民健康保険料率改定（案）】

所得割：所得額に応じて負担する保険料

均等割：被保険者（国保加入者）数に応じて負担する保険料

平等割：被保険者数に関わらず世帯として負担する保険料

賦課区分	賦課項目	現行 (令和7年度)	令和8年度比較表			標準保険料率	
			改定案①	改定案②	改定案③	市2方式	県2方式
医療給付費分	所得割	7.05%	7.05%	7.33%	7.72%	7.33%	7.72%
	均等割	27,000円	27,000円	26,000円	26,000円	45,221円	47,632円
	平等割	25,000円	25,000円	24,000円	21,000円	—	—
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.90%	2.90%	2.77%	2.81%	2.77%	2.81%
	均等割	15,000円	15,000円	16,000円	16,000円	16,952円	17,199円
介護納付金分	所得割	2.30%	2.30%	2.53%	2.57%	2.53%	2.57%
	均等割	18,000円	18,000円	17,000円	17,000円	18,337円	18,648円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割		0.27%	0.27%	0.27%	0.27%	0.27%
	均等割		1,700円	1,700円	1,700円	1,732円	1,787円

改定案① 現行の保険料率に県標準保険料率（100円未満切り捨て）の子ども・子育て支援納付金分を足したもの

改定案② 県が示す銚子市標準保険料率（2方式）の所得割保険料率をベースに均等割及び平等割を算出したもの

改定案③ 県標準保険料率（2方式）の所得割保険料率をベースに均等割及び平等割を算出したもの